

社会資本整備重点計画法

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

<平成15年3月28日：成立 3月31日：公布 4月1日：施行>

<警察庁、農林水産省、国土交通省共同提出>

・社会資本整備重点計画法

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。

9本の事業分野別計画

- 道路
- 交通安全施設
- 空港
- 港湾
- 都市公園
- 下水道
- 治水
- 急傾斜地
- 海岸

一本化
重点化・集中化のための
計画に転換

<社会資本整備重点計画>
=平成15年度以降の5箇年間を計画期間

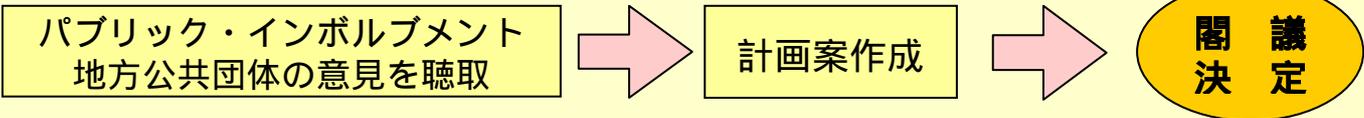
対象とする社会資本整備事業
道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸
(事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む)

基本理念
・地方分権の徹底、地域特性・民間活力活用等への配慮 等

計画事項
重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要
アウトカム(成果)目標に重点(総事業費は内容としない)
事業を効果的かつ効率的に実施するための措置
社会資本整備の改革の取組み方針を明示
・地域住民等の理解と協力の確保
・事業間連携の確保
・コスト縮減
・既存ストックの有効活用
・入札・契約の適正化 等
その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

注・H14・15が最終年度。二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法がある。

<計画の策定・実施プロセス>



- ・社会経済情勢の変化に対応した計画期間中の見直しを義務付け
- ・政策評価の実施
- ・計画の最終年度に、計画に係る制度について検討、所要の措置

・社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

社会資本整備重点計画法の施行に伴い、現行緊急措置法の廃止等関係法律の整備等を行う。

都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について
治水事業に係る規定の廃止

道路整備緊急措置法の一部改正

(「道路整備費の財源等の特例に関する法律」)

- ・ 重点計画への一本化に伴い、**道路整備五箇年計画を廃止**
- ・ **揮発油税等の充当、国の負担割合の特例等の措置を平成15年度以降の五箇年間に延長**
- ・ 重点計画に即して、揮発油税等を充当して行う**五箇年間の道路の整備に関する事業の量を閣議決定**
H15～H19年度の道路の整備に関する事業の量は38兆円を上回らない範囲
- ・ 揮発油税等の充当対象として、道路整備に密接に関連する環境対策事業等を追加

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正

(「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」)

- ・ 重点計画への一本化に伴い、**現行の計画体系を廃止**
- ・ 補助等を行う道路の指定、重点計画に即した実施計画の策定、補助特例など**警察庁と国土交通省が連携した重点的な事業実施の仕組みを措置**

その他関係法律について所要の改正